

【公表用】

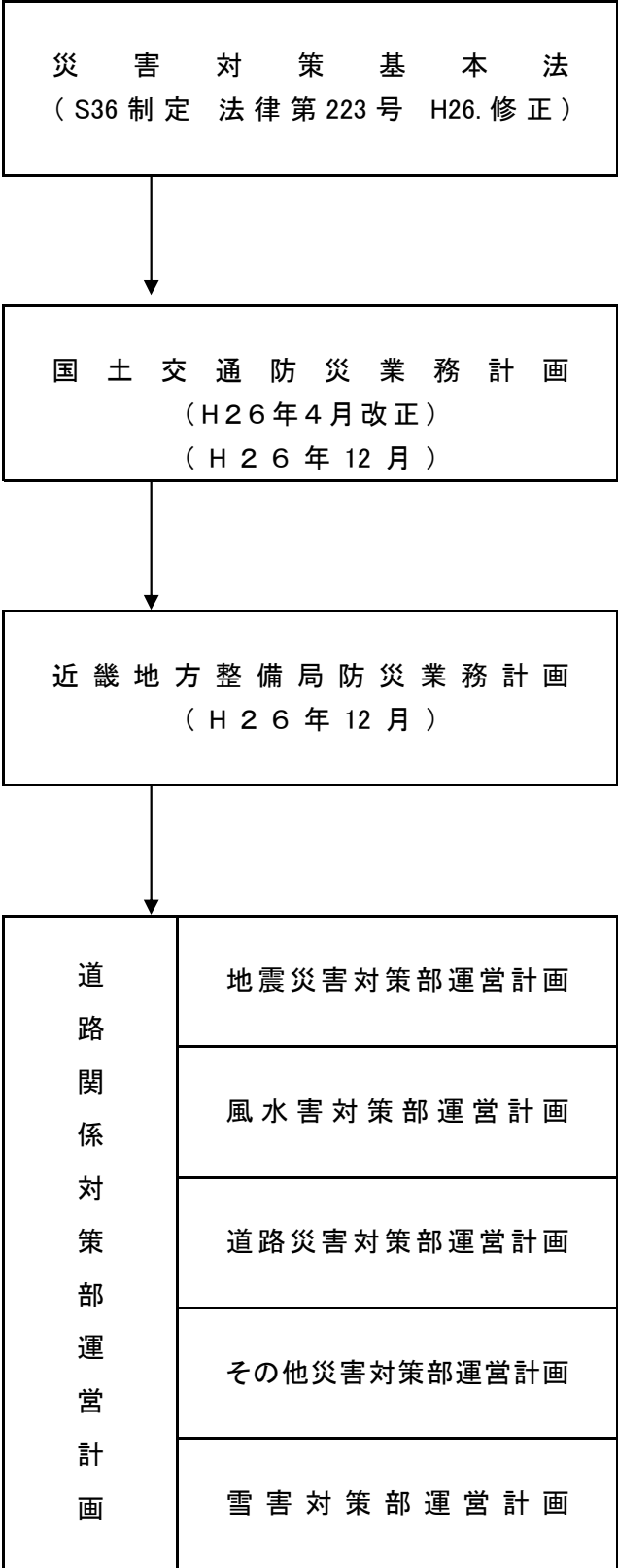
令和 7 年 度

雪 害 対 策 計 画

【雪 害 対 策 編】

国土交通省近畿地方整備局
福井河川国道事務所

防災業務計画模式図



第 1 条 (目的)

この運営計画は、「近畿地方整備局防災業務計画」に基づき、福井河川国道事務所管内の一般国道指定区間の道路交通を緊急に確保するため、積雪、気象状況、道路交通確保状況等をすみやかに把握し迅速かつ適切な除雪活動を実施することを目的とする。

第 2 条 (雪害対策部の設置)

前条の目的を達成するため、福井河川国道事務所に福井河川国道事務所雪害対策部（以下対策部という。）を置く。

第 3 条 (組織および業務分担)

1. 組 織

- 1) 雪害対策期間中は事務所に対策部を設置する。対策部長は事務所長とし全体の統括を行う。
- 2) 対策部長の下に、対策班・連絡室班・交通マネジメント班・広報班・総務班を設ける。
各班は対策副部長（副所長級）が統括する。広報班は総務班が兼務することができる。
- 3) 対策班の下に現地対策班及び出張所班を設ける。
なお、現地対策班は対策副部長（副所長級）が統括し、出張所班は出張所長を班長とする。

2. 業務分担

(対策班)

- (イ) 各体制の発令、解除及び人員編成に関すること。
- (ロ) 気象情報（注意報・警報等）の収集、気象観測及び路面状況、交通状況等の情報収集に関すること。
- (ハ) 道路情報板等の操作に関すること。
- (ニ) 通行規制等の措置に関すること。
- (ホ) 除雪機械及び通信機器の点検整備、配置に関すること。
- (ヘ) 機械の緊急借上げに関すること。
- (ト) 福井県冬期道路情報連絡室との連絡調整・情報共有に関すること。
- (チ) その他雪害対策・交通対策の計画に関すること。
- (リ) 本局災対本部への報告・連絡調整に関すること。
- (ヌ) リエゾンとの連絡調整に関すること。
- (ル) 記者発表資料の作成に関すること。

(連絡室班)

- (イ) 連絡班は福井県冬期道路情報連絡室において、対策班と連携し以下の対応を行う
各機関の情報収集、適宜情報の提供、通行規制、迂回路、相互除雪支援等に関する調整立ち往生車両等への物資支援等に関する近畿地方整備局現地対策本部との調整、災害派遣等に関する事前調整。

(交通マネジメント班)

- (イ) 交通状況の把握に関すること。
- (ロ) 交通状況の整理、迂回路情報、広域迂回案内（情報板等）及び通れるマップに関する
こと。
- (ハ) 高速道路と並行する国道の同時通行止め時の広域迂回計画の調整に関すること。

(広報班)

- (イ) 記者発表及びマスコミの対応に関すること。
- (ロ) 利用者への情報発信に関すること。

(総務班)

- (イ) 各班との連絡調整に関すること。
- (ロ) 物資の調達・会計に関すること。
- (ハ) 救助に関すること。

- (ニ) 渉外事務に関すること。
- (ホ) 自動車の統制運用に関すること。
- (ヘ) その他対策部の業務で他の班に属さない事項に関すること。

(現地対策班)

- (イ) 現地状況（路面状況、交通状況、降雪・積雪状況 等）の把握に関すること
- (ロ) 渋滞・滞留状況の把握に関すること。
- (ハ) 通行止めや冬用タイヤチェック、大型車チェーン指導、チェーン規制の措置に関すること（主に現場での統括指揮）。

(出張所班)

- (イ) 作業区間の巡回に関すること。（受注者への指示含む）
- (ロ) 気象観測、路面状況、交通状況の報告に関すること。
- (ハ) 凍結防止及び除雪作業の実施に関すること。（受注者への指示含む）
- (ニ) 通行規制や冬用タイヤチェック、大型車チェーン指導、チェーン規制の実施に関すること（主に維持・除雪業者との調整）。
- (ホ) その他雪害対策・交通対策の実施に関すること。

(リエゾン)

- (イ) 福井県災害対策本部等への派遣及び連絡調整に関すること。

(応援班)

- (イ) 警戒体制、非常事態の発生に伴う各班への応援に関すること。
- (ロ) 体制上不備が生じた場合の応援に関すること。

第 4 条 （対策実施期間）

雪害対策実施期間は、令和 7 年 11 月 20 日から令和 8 年 3 月 25 日まで 126 日間とする。
（但し、気象状況等を勘案して変更することがある。）

第 5 条 (雪害対策実施区間)

表－1 雪害対策区間

路 線 名	指定区間延長	うちダブル管理区間 (現道延長)	除雪延長
一般国道 8 号	100.3	7.7	99.4※
一般国道 27 号	71.0		71.0
一般国道 161 号	8.4		8.4
一般国道 158 号	46.2		45.3
計	225.9	7.7	224.1

※赤萩局改旧道部約 0.9km は除雪延長に含まず

表－1－2 雪害対策実施区間

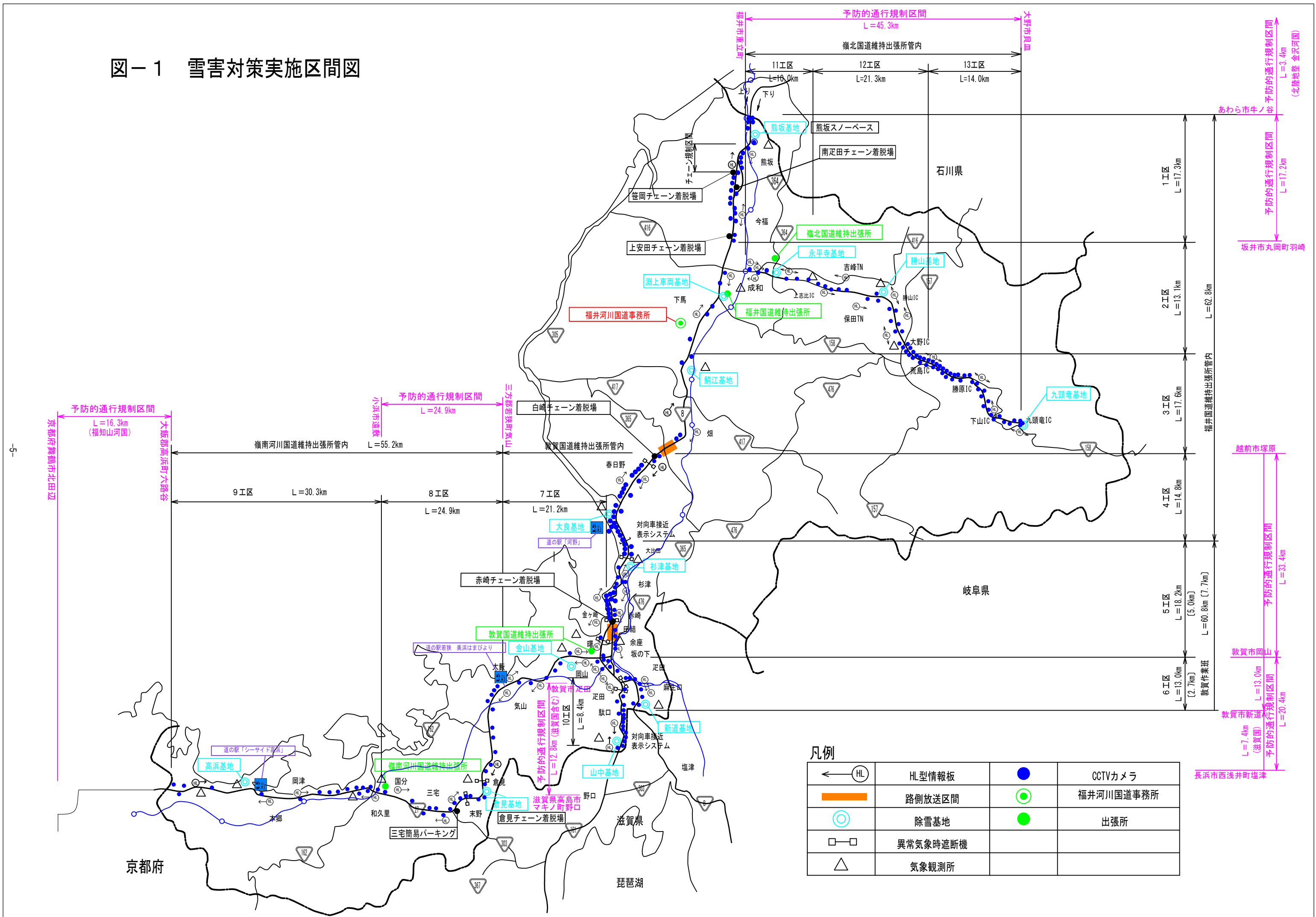
(単位：km)

作業班	工区	路線	基地	起 終 点 地 名	延 長	計
福 井	1	8	熊坂	あわら市牛ノ谷〔県境〕～坂井市丸岡町羽崎	17.3	62.8
	2	8	淵上	坂井市丸岡町羽崎～福井市大土呂	13.1	
	3	8	鯖江	福井大土呂～越前市塚原	17.6	
	4	8	大良	越前市塚原～南条郡南越前町大谷〔敦賀トコ北口〕	14.8	
敦 賀	5	8	杉津	南条郡南越前町大谷〔敦賀トコ北口〕～敦賀市岡山 〔敦賀 BP：田結～岡山〕	18.2 [5.0]	60.8 [7.7]
	6	8	新道	敦賀市岡山～敦賀市新道〔県境〕 〔敦賀 BP：坂ノ下～小河口〕	13.0 [2.7]	
	7	8	金山	敦賀市田結～敦賀市岡山	5.4	
		27	金山	敦賀市岡山～三方郡美浜町気山	15.8	
	10	161	山中	敦賀市疋田～敦賀市山中〔県境〕	8.4	
嶺 南	8	27	倉見	三方上中郡若狭町気山～小浜市遠敷	24.9	55.2
	9	27	高浜	小浜市遠敷～大飯郡高浜町六路谷〔県境〕	30.3	
嶺 北	11	158	永平寺	福井市重立町～吉田郡永平寺町牧福島	10.0	45.3
	12	158	勝山	永平寺町牧福島～大野市下唯野	21.3	
	13	158	九頭竜	大野市下唯野～大野市貝皿	14.0	
					計	224.1 [7.7]

※〔 〕はバイパス(ダブル区間)の延長を示す。延長はバイパス(ダブル区間)を含む。

※舞鶴若狭自動車道の取り付け道路について、若狭美浜 I C を 7 工区、若狭三方 I C を 8 工区において除雪作業を行うものとする

図－１ 雪害対策実施区間図



凡例

← HL	HL型情報板	●	CCTVカメラ
—	路側放送区間	●	福井河川国道事務所
○	除雪基地	●	出張所
□—□	異常気象時遮断機		
△	気象観測所		

第 6 条 （降雪時通行規制等）

1. 予防的通行規制区間

大雪時に集中除雪を行うため通行規制を実施する可能性のある区間は次のとおりとする。

予防的通行規制区間	距離	福井河川国道事務所が主体的に規制する区間※ ¹	隣接事務所からの応援要請区間※ ²
国道 8 号 あわら市牛ノ谷～坂井市丸岡町羽崎	17.2km	○	○
国道 8 号 越前市塚原～敦賀市岡山	33.4km	○	
国道 8 号 敦賀市岡山～長浜市西浅井町塩津	20.4km	○	○
国道 161 号 敦賀市疋田～高島市マキノ町野口	12.8km	○	○
国道 27 号 三方上中郡若狭町気山～小浜市木崎	25.5km	○	
国道 27 号 大飯郡高浜町六路谷～舞鶴市北田辺	16.3km		○
国道 158 号 福井北 JCT・IC～九頭竜 IC	45.3km	○	

※ 1 福井河川国道事務所が主体的に規制する区間

対策部長が下記 2. により判断した場合、対策部から現地対策班に実施を指示するものとする。

※ 2 隣接事務所からの応援要請区間

福井河川国道事務所管内での体制の発令状況に関係なく、隣接事務所への通行規制の応援要請に基づき、対策部から現地対策班に実施を指示するものとする。

2. 実施判断の目安

予防的通行止めの実施は、路面状況、降雪状況、除雪体制、交通状況、降雪予測等を踏まえ、福井県警とも調整のうえ、総合的に判断するものとする。

3. 通行規制実施要領

①集中除雪を行うため予防的通行止めを実施する場合においては以下の実施要領において対応する。

1) 事前準備

大雪注意報が発令され降雪が強まった段階（降雪が継続）で以下の行動を開始する。

- ・除雪強化（出張所班）
- ・巡回パトロール（現地対策班、出張所班）
- ・けん引用車両の配備、通行止め要員の現地移動（現地対策班、出張所班）

2) 現地状況の確認

現地対策班及び出張所班は過去のスタック発生箇所や縦断勾配の厳しい箇所において、路面状況等を確認し対策部に報告する。

3) 通行止めの判断

対策部は強降雪により路面状況や交通状況（走行速度の低下等）が悪化傾向の状況で、今後とも降雪が継続する予測の場合に、通行止め実施について検討を開始する。

対策部は上記 2. の検討の結果、通行止めの実施が必要と判断した場合は、以下の対応を行う。

- ・知事、沿線首長へのホットライン（対策部長）

- ・ 県警との調整
 - ・ 必要に応じて隣接国道事務所との通行規制に関する調整
 - ・ 現地において通行止めの準備開始を指示
 - ・ 「予防的通行止め（予告）」及び「出控え」の記者発表及び関係機関への連絡（FAX）
- 4) 通行止めの実施（通行止め実施の判断から1時間後を目安）
- 対策部は現地対策班及び出張所班へ通行規制の開始時刻を指示するとともに以下の対応を行う。
- ・ 「予防的通行止め（開始）」及び「出控え」の記者発表及び関係機関への連絡（FAX）
- 現地対策班及び出張所班は通行規制を開始し、すみやかに対策部に通行規制開始の報告を行う。

②隣接事務所から要請がある場合においては以下の実施要領において対応する。

- 1) 隣接事務所からの連絡
- 対策部は隣接事務所から通行規制要請を受けた場合、以下の対応を行う
- ・ 現地対策班及び出張所班に出動を指示
 - ・ 知事、沿線首長へのホットライン（対策部長）
 - ・ 県警との調整
- 2) 現地状況の確認
- 現地対策及び出張所班は現地到着後に、現地状況の確認、通行規制の準備（規制看板の設置等）を行い、対策部へすみやかに報告を行う。
- 3) 通行止めの実施
- 対策部は隣接事務所と通行規制の開始時刻を調整し、現地対策班及び出張所班へ開始時刻を指示する。
- 現地対策班及び出張所班は通行規制を開始し、すみやかに対策部に通行規制開始の報告を行う。

③立ち往生車両などにより通行規制を要する場合においては以下の実施要領において対応する。

- 1) 立ち往生車両の排除の実施
- 現地対策班及び出張所班は、速やかに救出用車両を現地へ移動させ、到着後に救出作業を開始する。
- 2) 現地状況の確認
- 現地対策班及び出張所班は、現地へ移動し交通状況や路面状況を確認し、対策部へ報告する。
- 対策部は現地の状況を現地対策班の報告や関係機関の情報、CCTVカメラ等から把握する。
- 3) 通行止めの判断
- 対策部は路面状況、積雪、降雪予測、交通状況等から渋滞長が伸びると予想される等、総合的に通行止め実施の検討を行い、福井県警の意見を踏まえ判断を行う。
- 通行止め実施の判断をした場合、以下の対応を行う。
- ・ 通行止め及びUターンにかかる関係機関との調整

- ・ 災対法の適用手続きの開始
- ・ 知事・沿道首長へのホットラインの実施（対策部長）
- ・ 通行規制や渋滞調査に必要な要員を現地へ移動

4) 通行止めの実施

対策部は通行規制について当該区間を管轄する警察署長へ通行規制開始を連絡するとともに、以下の対応を行う。

- ・ 緊急車両通行の可否を関係機関へ共有
- ・ 災対法の適用開始
- ・ SNS 等を活用し、滞留者へ情報提供の開始
- ・ 「通行止め」及び「災対法（道路区間）」の記者発表及び関係機関への連絡（FAX）

4. 通行規制中

出張所班は、通行規制中に通行規制区間内の除雪作業を行う。

また、現地対策班及び出張所班は通行規制中下表のとおり対策部への連絡を行う。

対策部は、第 1 4 条（雪害情報の収集、連絡）に基づき周辺の道路の状況把握に努めるとともに関係機関、道路利用者及び出張所班・現地対策班に情報を配信する。

【出張所班・現地対策班から対策部への連絡事項】

	連絡内容	連絡時間
対策部への定時連絡	通行規制状況、降雪状況、	通行規制開始後から作業状況に応じて適宜
対策部への緊急連絡	気象状況の変化、規制状況の変化、異常発見時	随時連絡

5. 通行規制解除

①予防的通行止めを実施している場合

- 1) 出張所班は、集中除雪が完了する概ね 1 時間前に対策部へその旨を報告する。
- 2) 対策部は出張所班より 1) の報告があった場合、以下の対応を行う。
 - ・ 現地対策班及び出張所班へ路面状況及び交通状況の確認を行う。
 - ・ 降雪予測の確認
 - ・ 県警との調整
 - ・ 知事・沿線首長へのホットライン（対策部長）
 - ・ 「予防的通行止め（解除）見こみ」を記者発表
 - ・ 解除時刻について隣接事務所と調整が必要な場合は、調整をおこなう。
- 3) 対策部は通行止め解除の判断をした場合、現地対策班及び出張所班に指示する。

現地対策班及び出張所班は、対策部からの通行規制解除指示を受け、速やかに通行規制を解除し、報告する。

対策部は通行規制解除の報告を受け、以下の対応を行う。

 - ・ 「予防的通行止め（解除）」を記者発表

②立ち往生車両などにより通行規制している場合

1) 通行止め区間からの立ち往生車両排除が完了した時、以下の対応を行う。

- ・ 現地対策班及び出張所班は通行止め区間の集中除雪を開始
- ・ 対策部は通行止め解除の見通を設定し、情報室へ共有
- ・ 対策部長は集中除雪が完了する見こみの 1 時間前に知事・沿線首長へのホットライン実施

2) 集中除雪が完了した時、現地対策班及び出張所班は路面状況を確認し、対策部へ報告する。

3) 対策部は現地状況の報告を受けて、通行止め解除について県警と調整を行う。

4) 対策部は通行止め解除の判断をした場合、現地対策班及び出張所班へ共有する。

現地対策班及び出張所班は、対策部からの通行規制解除指示を受け、速やかに通行規制を解除し、報告する。

対策部は通行規制解除の報告を受け、以下の対応を行う。

- ・ 「予防的通行止め（解除）」を記者発表及び関係機関への連絡（FAX）

6. 災害対策基本法の適用

雪害対策計画に基づいた除雪作業を実施しても車両の通行確保が極めて困難になる場合については、緊急車両等の通行確保のために、災害対策基本法（以下、「災対法」という。）を適用し速やかに道路啓開作業に移るものとする。

災対法適用は近畿地方整備局長から福井県公安委員会に通知するものとし、具体的な手続きは雪害対策組織の対策班長（道路管理課長）が行うものとする。手続きの詳細は【災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き 平成 26 年 11 月 国土交通省道路局】によるものとする。

（手引きの参照 URL：www.mlit.go.jp/road/bosai/vehicle_movement/guidance.pdf）

第 7 条 （冬用タイヤチェック、大型車チェーン指導）

1. 冬用タイヤチェック、大型車チェーン指導実施箇所（以下、「冬用タイヤチェック等」という）立ち往生車両等による交通障害の恐れがある場合に行う冬用タイヤチェックや大型車チェーン指導を行う箇所は次のとおりとする。

- 国道 8 号 熊坂除雪基地、上安田チェーン着脱場、
白崎チェーン着脱場、赤崎チェーン着脱所
- 国道 27 号 三宅簡易パーキング、倉見除雪基地

2. 実施判断の目安

冬用タイヤチェック等の実施は、以下の状況を踏まえ、福井県警と調整のうえ判断するものとする。

- ①管内に大雪警報が発令された場合
- ②高速道の並行区間で予防的通行止めの可能性がある場合
- ③降雪予測等により当該区間で交通障害の発生の恐れがある場合

3. 冬用タイヤチェック実施要領

実施にあたっては別添の冬用タイヤチェックもしくは大型車チェーンマニュアル（案）によるものとする。

第 8 条 (チェーン規制)

1. チェーン規制区間

集中的な大雪が発生し、降雪状況から立ち往生車両が多発する危険性が高まった際に行うチェーン規制を行う可能性のある区間は次のとおりとする。

■国道 8 号 熊坂除雪基地－笹岡チェーン着脱場(福井 BP4 車化用地)間

2. 実施判断の目安

チェーン規制（チェーン装着車以外通行不可）は福井県警とも調整のうえ判断するものとする。

①大雪特別警報もしくは大雪に関する緊急発表がなされた場合で

②強降雪が連続する見こみ

なお、短期間の集中的な大雪が予測される場合には、チェーン規制によらず、躊躇なく通行止めを実施するものとする。

3. チェーン規制実施要領

実施にあたっては別添の県北部除雪強化実施要綱（案）によるものとする。

第 9 条 (雪害体制について)

1) 体制の区分と発令、解除

体制の区分は表－２のとおりとし、発令、解除は、気象・道路状況等を考慮のうえ、対策部長が行う。

2) 福井県冬期道路情報連絡室との連携

記録的な豪雪被害や大規模な交通障害が想定されるなど室長(福井河川国道事務所長)が必要と判断した場合、連絡室は開設する。

福井県冬期道路情報室を開設した場合は、連絡室班として２名派遣するものとし、連絡班は対策班と連携し降雪状況、気象予測、通行規制、広報に関する情報共有、通行止め予定区間などの調整、滞留者等への支援に関する近畿地方整備局現地対策本部との調整を行う。

「福井県冬期道路情報連絡室」概要

1. 福井県冬期道路情報連絡室の目的

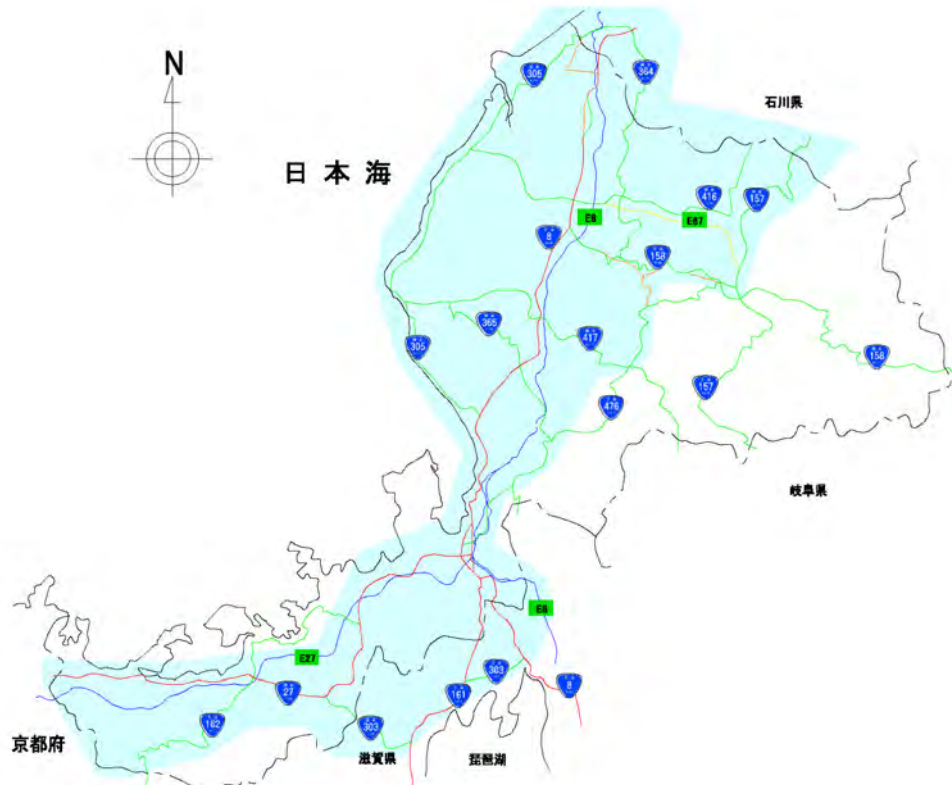
大雪により主要幹線道路で交通事故や除雪障害が発生し、大規模な交通障害発生が懸念される場合に、国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所、福井県、福井県警察本部、中日本高速道路(株)金沢支社、西日本高速道路(株)関西支社、福井地方气象台、自衛隊福井地方協力本部の各機関が連携して道路交通の確保を図る。

・対象区間は以下の路線

① 大雪警報時

道路管理者	対 象 路 線（大雪警報発表による以下①②のとおり区分けする）	
	①嶺北北部・南部、奥越、嶺南東部へ発表	②嶺南西部へ発表
福井河川国道事務所	国 道：8 号 国 道：158 号 E67 中部縦貫自動車道 福井北 JCT・IC～九頭竜 IC 国 道：161 号	国 道：27 号
福井県土木部	国道：157 号 158 号 305 号 365 号 364 号 416 号 476 号 主要地方道：福井金津線 福井加賀線 武生美山線 越前・河野しおかぜライン	国 道：162 号 国 道：303 号
中日本高速道路(株)	高速道路：E8 北陸自動車道	高速道路：E27 舞鶴若狭自動車道
西日本高速道路(株)	なし	高速道路：E27 舞鶴若狭自動車道
あわら市	広域農道：フルーツライン	

※補助国道の対象区間は主要幹線道路(直轄国道および高速道路)の関連区間のみとする。



2. 情報連絡室の役割

情報連絡室は、各機関が協力して道路交通の確保を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- ・各機関の収集する降雪状況と気象予測の情報共有に関すること。
- ・通行規制、路面状況、交通状況の情報共有に関すること。
- ・広報の実施（交通需要抑制、広域迂回、通行規制予告等）に関すること。
- ・優先除雪区間、除雪体制の共有、相互除雪支援体制に関すること。
- ・立ち往生車への物資支援の調整に関すること。
- ・その他、本連絡室の目的を達成するために必要な事項

① 各管理者の情報の共有・一元集約

- ・警察、道路管理者が収集している情報を面的に集約し、共有する。
- ・迂回路・路面・交通・気象状況を確認し、情報を収集・共有する。

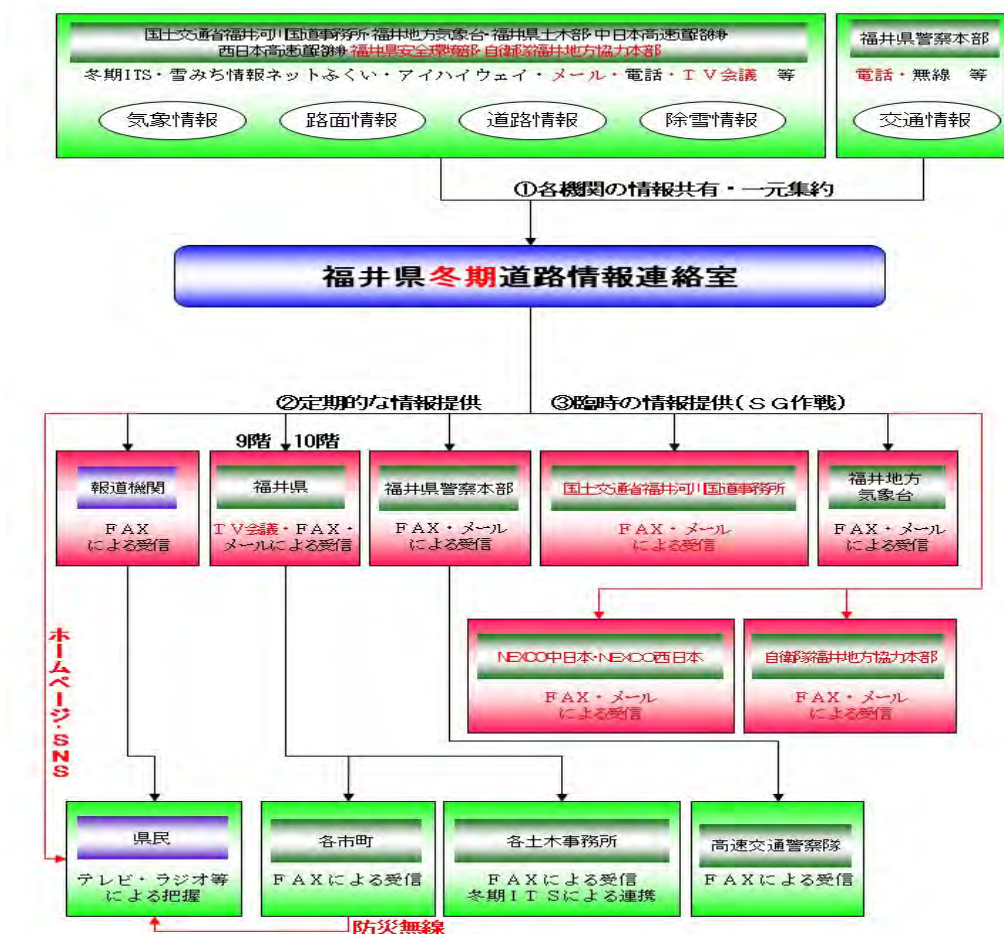
② 報道機関等への情報提供・発信

- ・報道機関等へ県内の情報を迅速且つ一元的に発信する。

③ 交通確保等に関する協議・調整

- ・交通需要抑制、広域迂回、通行規制予告等に関する事前広報を行う。
- ・優先除雪区間、除雪体制の共有、相互除雪支援体制に関する調整を行う。
- ・立ち往生車両等への物資支援等に関する調整を行う。
- ・自衛隊の災害派遣等に関する事前調整を行う。

3. 情報連絡室の体制



表－２

体 制 区 分	発 令 基 準
注 意 体 制	1) 雪に関する情報により、除雪等の作業が予測される時。 2) 風雪注意報・大雪注意報が発表され対策部長が必要と認めた時。 (注意体制の強化を図る(注意３)) 3) 近畿地方整備局道路部雪害対策本部長(以下「対策本部長」という)の指令があった時。 4) 対策部長が必要と認めた時。
警 戒 体 制	1) 大雪警報等が発表され、対策部長が必要と認めた時。 2) 道路災害又は雪により通行規制を行う必要がある時。 3) 雪による交通障害を防止するため、冬用タイヤチェック、大型車チェーン規制またはチェーン規制を実施する可能性がある時 4) 対策本部長の指令があった時。 5) 対策部長が必要と認めた時。
非 常 体 制	1) 大雪特別警報又は大雪に関する緊急発表がなされ、対策部長が必要と認めた時。 2) 大規模な被害が発生し、交通が途絶した時。 3) 降雪時通行規制区間で除雪作業等のため通行止を行う時。 4) 雪により通行止が発生した場合又は緊急事態が予測される時。 5) 豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領による体制が発令された時(注意４)。 6) 対策本部長の指令があった時 7) 対策部長が必要と認めた時。

- 注 1. 雪害対策期間中、これらの体制に満たない場合は、平常体制とする。
2. 各班長は、緊急事態の予測されるときは直ちに対策部長に報告し、指示を受けるものとする。
3. 注意体制の強化は、大雪注意報や凍結による対策が予想され、対策部長が必要と認めた時発令する。
4. 豪雪災害時における体制

本組織は「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領(以下、要領という)」(昭和５１年１２月)に基づき、福井県知事と近畿地方整備局長が協議して、近畿地方整備局雪害対策本部が設置された時点で雪害対策本部の事務を遂行する。なお、本部長は、近畿地方整備局長とする。

第 10 条 （雪害対策作業実施要領）

1) 巡回作業

各出張所班は、工区毎に体制に応じた巡回を実施し、現地の道路状況を把握するとともに、基地等に連絡し指示を受けるものとする。

2) 除雪作業について

(1) 除雪作業については、表－3に基づき実施するものとする。

(2) 除雪巾巾は2車線（4車線は4車線）確保を原則とし、異常降雪以外は常時交通を確保する。

(3) チェーン着脱用待機所の除雪は、着脱作業時での車両間の離隔の確保等、安全なチェーン着脱作業が行える様に、十分な作業スペースを確保する。

(4) 通行車両の離合困難を防止するため、降雪予測に応じて事前拡幅除雪を行うものとする。

(5) 巡回班(除雪業者)やCCTV等の監視により大型車両の通行不能を発見した場合は、すみやかに除雪機械待機所より除雪機械を出動させ、早期の交通障害解消に努めるものとする。

通行不能車両の移動にあたっては、ドライバーから書面等による了解を得るものとし、タイヤの状況を確認し、（ノーマル、スタッドレス、チェーン）写真等により記録する。

また、作業に備えあらかじめ、除雪車等には、けん引ロープ、脱出用チェーン等の携行を行うものとする。

(6) 早期除雪に努力し消融雪装置を有効に活用し、常に交通の渋滞を防止する。

(7) 各工区間の工程進捗の均衡をはかり、隣接工区の路面状況と著しいアンバランスを生じないように配慮する。

(8) 異常降雪により手持ちの機械のみでは除雪が困難な場合は、民間機械借上を行うものとする。

(9) 道路状況の把握にあたっては、巡回及びCCTVからの情報も活用し、降雪時の除雪機械の出動準備や作業開始時期の判断に有効利用する。

(10) 隣接工区との除雪協力や県境を越えた隣接事務所との除雪についても互いに協力・連携して実施する。

表－3 除雪作業基準

工種	実 施 内 容	出 動 基 準	施 工 法	使 用 機 械
新 雪 除 雪	新雪は昼夜の別なく早期に高速除雪を行い、常時交通を確保する。	新積雪 5cm 程度となったとき、あるいは今後の降雪予測により除雪が必要とされる場合。	高速除雪車により 5～25 km/h の速度で走行除雪し、路面に積雪のおそれなくなるまで反復作業を行う。	・除雪トラック ・グレーダー
拡 幅 除 雪	道路の両側に排雪して出来た雪堤又は吹溜り等に対し幅員の確保と今後の降雪に備えて路側の拡幅除雪を行う。	雪堤高 40cm 以上となり交通に支障をきたすおそれのあるとき。今後の降雪により事前拡幅が必要とされるとき。	高速又は低速除雪車で、1.5～15km/h の速度で積雪を路肩外に排雪する。	・除雪トラック ・グレーダー ・ロータリー除雪車 ・トラクターショベル
運 搬 除 雪	沿道の状況等から拡幅除雪ができない場合は、必要に応じ運搬排雪を行う。 ・市街地等人家連担地 ・両側切土法面部 ・トンネル出入口付近 ・交差点等	雪堤高 100cm 以上となり、なお降雪が予想されるとき。今後の降雪により運搬排雪が必要とされるとき。	ショベルあるいはロータリー系機械によりダンプトラックに積込み、できるだけ近距離に捨場を選定して排雪する。	・トラクターショベル ・ロータリー除雪車 ・ダンプトラック

3) 凍結防止作業

凍結防止作業の実施基準は表－４のとおりとする。

作業にあたっては地形又は道路構造上から路面凍結が起り易いと考えられる区間を重点に実施することとし、他の区間については道路情報板等により、ドライバーに道路情報の提供に努めるものとする。

表－４

工 種	実 施 内 容	出 動 基 準	施 工 方 法
凍 結 の 防 止 並 び に 解 消	凍結の防止を図り凍結箇所を解消して路面を良好に維持する。	気温が低下し、路面凍結のおそれがある時、又は既に凍結が発生している時。	散布車により、10～30 km/h の速度で直散きする。
除 雪 補 助	除雪が及ばない場合等で路面圧雪の発生又はおそれのある場合に凍結防止剤を散布する。	雪が降り続き気温の低下が予想されるとき。	散布車を用い直散きする。

4) 消融雪装置操作作業

降雪があり積雪のおそれがあるときは、天候並びに気温等を考慮して融雪、散水装置を操作するものとする。また、隣接する事務所と消融雪装置の運転の有無について密接に連絡を取り、道路状況の水準に差が出ないように留意し路面凍結事故防止を図るものとする。
この場合流末対策については、気象条件等により特に留意しなければならない。

5) 歩道除雪作業

歩道除雪については通学路において児童の通学の安全をはかるため、通学路を優先して行う。

6) なだれ対策について

なだれ対策については、なだれの発生が予想される箇所、危険箇所の把握に努め、適切な措置を講ずる。

7) 倒木対策について

降雪時に倒木により通行障害の発生が予想される箇所については、事前に伐採等の対策を行うものとする。

第 11 条（雪害情報の収集、連絡）

雪害情報を有効適切に提供するため、担当区域内の気象状況と道路状況を把握し、関係機関と情報交換を行うものとする。

第 12 条（警察及び道路管理者への通知等）

- 1) 道路の通行を禁止した時は、すみやかに当該区間を管轄する警察署長に通知すると共に、関係する道路管理者に通知するものとする。
- 2) 上記のほか、隣接事務所へ通知するとともに、必要に応じて応援の要請及び協力の支援等の調整に努めるものとする。

第 13 条（広 報）

- 1) 広報の実施にあたっては、記者発表、HP、SNS、日本道路交通センター、地方放送機関、県バス協会等を活用し、段階的に行うものとする。
- 2) 通行止めとなる大雪が予想される場合、概ね3日前より広報を実施する。
- 3) 管内に設置している道路情報板、路側放送等により、規制状況や路面状況等を一般通行車両に周知するとともに、凍結頻度が高くスリップの危険性が高い区間については凍結情報板にて通行の注意を喚起する。
またインターネット（パソコン、携帯電話）による、冬期道路情報（天候・積雪深・路面状況等）の提供及びインターネット（パソコン）による画像の配信を行う。

■HPアドレス

- (1) 福井のみち情報

<https://www.fukui.kkr.mlit.go.jp/yuki-its/>

- (2) みち情報ネットふくい

<https://www.hozen.pref.fukui.lg.jp/hozen/yuki/>

- (3) 道路情報提供システム

<https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/>

- (4) 滋賀国道ライブカメラ

<https://www.kkr.mlit.go.jp/shiga/live/>